

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期限を定める件」の正誤について

○条文の誤り 1

誤：第十第二項

正：第十条第二項

○条文の誤り 2

誤：第十五第二項

正：第十五条第二項